

光の家

LIGHT HOUSE WITH THE BLIND

視覚障害者総合福祉施設
東京光の家会報

— 137号 —

2006年4月25日発行

イエスはこれを聞いて言われた、「丈夫な人には医者はいらない。いるのは病人である。『わたしが好むのは、あわれみであつて、いけにえではない』とはどういう意味か、学んできなさい。わたしきたのは、義人を招くためではなく、罪人を招くためである」。

マタイによる福音書

第九章 一二節～一三節



巻頭言 調和のとれた福祉施設行政を望む

「施設福祉サービスと地域福祉サービスとは車の両輪の如きもの」（施設の現場から）

社会福祉法人東京光の家
理事長 田中亮治

はじめに

私ども福祉施設関係者の間で深刻な事として話題になっていることがある。それは、特に所謂入所型の施設に対し、「施設解体論」とか「脱施設論」と言った事をよく耳にするようになったからである。私は、永年この世界で働かせて頂いている小さな一民間福祉施設を経営する人間である。このようなことばを聞く度に身を切られるような思いになる。そして、どういふ人が、どういふ目的で、どういふ思想を背景にして、「解体」とか「脱」などと言った流れを突如として流そうとしているのか、不思議に思えてならない。私は、これまで幾つかの障害者施設を国や地方公共団体の補助のもと、社会の多くの方々のご援助とご支援を頂き、設置・経営してきた。この仕事を天職とし、身も心も傾注し、知人などから顔つきが変わったと言われる程に神経を磨り減らし、

施設建設資金の調達等のために

夢中にならなければならぬ半生を送ってきた。実際には社会

の多くの支援者の温かいお励ましのおかげで、現在では二〇〇名余の視覚障害者（その多くは

盲重複障害者）の方々の生活の憩いの場としての施設、障害

の重荷を克服しながら生き甲斐を求める重度身体障害者授産施設、若い重複障害者の生活訓練

や作業訓練をおこなう重度身体障害者訓練施設等があり、自立

を願って懸命に励んでいるところである。働く職員たちも、低い配置基準に耐えながらも、利用者

の自立と生活の向上を目指しながら、これ又、一生懸命働

いている。

(1)

こんな状況の中、今や、入所型の障害者施設に極めて冷たい

逆風のようなものが吹き荒れようとしているという。ある著名

な福祉系の学者先生はこう表現している：「福祉（施設）に冬

の時代がやってきた」と。どう

してなのか、われらには分からない。

「しせつ」というのは、お年寄りの方や障害を持つ方々にと

って有害なところなのだろうか。利用者本人やそのご家族の

方々に不安や心配を与えてまでも、何が何でも解体まで追

い込み、どんなにしても「脱」を図らなければならない場所な

のだろうか。それとも、老人福祉や障害者福祉をすすめるにお

いて、すでにその社会的役割を終えたばかりでなく、あつては

ならない歴史的评价なのだろうか。

確かに、時代の流れは「施設から地域へ」、「施設から在宅へ」

であり、その事を否定するつもりはない。

しかし、ここで熟慮すべきことが一点ある。それは在宅の

介護能力は大丈夫か、地域の受け皿としての要件が整っている

か、である。

むすび

紙数もないので先を急ぐ。先に施設台定ありきでは困る。施設には金がかかる（予算）、地域には金がかからない、でも困

る。

施設福祉が後退して、老人や障害を持つ方々が幸せになるの

なら、私どもは何も言わない。

でも、これまでの社会福祉の歴史を見れば一目瞭然である。

在宅福祉も大切、地域福祉も大切、同じく施設福祉も大切だとい

うこと。三者三様であるが、バランスを欠くべきでないと思

う。むしろ車の両輪であり、三輪である。一を欠いてもいけないし、ましてや無視しては、な

おいけない。

三者は、それぞれ重要な存在であり、老人や障害を持つ方々の多様なニーズに適正に

応えるには、無くてはならない役割を果たしていることを敢えて申し上げた次第である。何かとご教

示頂ければ幸いです。

会報 五言

一、ある人曰く、今の社会福祉改革は「革命だ」と。革命は昔も今も多くの血を流すことになりなし。

一、世相は混沌を極める。いずこにその誘因があるか。自己益を優先させる教育にか、今の社会構造にか。

一、真理・真実を曲げてまで守るに値するものは、この世に存在しない。あるとすれば何か。教えて頂きたい。

一、自分の一生を何に捧げるか。これ一生の問題なり。どんな自分を捧げるかも重要な問題。

一、天職を見出す人は幸いなり。その天職は多くの場合、現在の足元にあり、今、従事している仕事の中にある。

福祉の原点 —正秋バンドの思い出

元東京都副知事 檜垣 正巳



共ホールで多くの観客聴衆の参加のもとに普通の演奏会として開かれていたことでした。

このような活動が実現するに

のやり方が大きな流れのように変わってきたといえます。措置から契約へ、施設サービス中心から居宅サービス中心へ、保護から自立支援へ、これらの流れは障害者だけでなくすでに児童や高齢者を含めてすべての社会福祉分野についていえるところ

今年四月から施行された障害者自立支援法は、「施設不要論」や「施設解体論」といった極端な表現が混乱を招いている面があるように思われますが、これまで「光の家」の果たしてきた大きな役割と功績を否定したり、不要と考える人がいるでしょうか。

今でも数年前立川市で開かれた正秋バンドの演奏会に行ってきたことを忘れることが出来ません。その時頂いたCDを折にふれては聴いて明るく力強い演奏と歌声を楽しんでいます。そのときの感激は決して演奏がうまくいったからだけではありません。演奏するメンバーのいきいきとした表情と観客席で応援する大勢の仲間たち、そしてそれを見守る保護者や関係者の方々の嬉しそうなそである種の誇らしそうな姿が印象的だったのはもちろんですが、感動したのは演奏会が広々とした公

あたつては関係者の方々の並ならぬ熱意とご努力があつたに違いありませんが、障害を持つ人もそれぞれがしっかりと生活基盤のうえに個人の才能を伸ばすことができ、それをみんなで支えることこそ福祉社会の目標であり、この正秋バンドを育て世に送り出した「光の家」はまさに福祉の原点にあると感銘を受けたのであります。

このような政策の変化の根底には国、地方あわせて借金が八〇〇兆円といわれるような財政状況、特に増え続ける社会保障関係経費の問題があるので、ようが、基本的な方向として、必要な人が必要なサービスを受けられるように社会福祉施策の効率化を図り、将来にわたって持続可能な社会保障制度を作り上げる必要があることは国民共通の認識であり願ひでもありません。

社会福祉の実態は様々で居宅サービスを必要とする者もいるでしょうし、施設サービスを不可欠とする人もいます。障害者であれ高齢者であれ児童であれ誰もが生き生きと生活できるためには、施設も地域も居宅サービスも調和した形で供給されることが必要です。それは国民だれもが安心して生活できるように不可欠なセーフティネットです。

この一〇年あまりの間に社会福祉に関する国の政策は大きく変わってきました。それもひとつひとつの施策の変化というよりも、福祉の理念やそれを実現するための制度や具体的な事業

新しい政策や制度の変更はしばしば関係者を困惑させ、少なからず不安や混乱を生じさせることになるのも事実です。

福祉の原点に立ち返って、正秋バンドが海外公演でも活躍するようにになり、さらに各地に第二、第三の正秋バンドが出ることを心から願っています。

障害者自立支援法に

対する保護者の想い

平成一八年度が始まり、障害者自立支援法がよいよ施行されることになりました。すでに施設運営において様々な影響を受けていますが、それは保護者の方々にしても同じであります。昨年開かれた保護者会において、入所型施設に対する事実上の「施設不要論」につながりかねないこの法律に対し、現実問題と対面している保護者の声をなんとかして伝えられないかと、たくさんさんの要望書や手紙が送られてきました。紙面の都合上、全ては掲載できませんでしたが、いくつか紹介させていた

だきます。

◆ 障害者自立支援法が四月より始まるにあたり、地域や光の家でも何度も話にあげましたが、皆それぞれの家族構成や事情が違うので、一くくりに

らないのではないかと思っております。

我が家でも、数年前に光の家に入所するまで、施設入所のことなど全く考えてもいない状態でした。しかし、地域での受け入れ状態が出来ていなくて、ただじつと家に居て刺激の無い毎日を過ごすよりもいいのではと、福祉事務所の方々が積極的に動いてくださり、ここ光の家に入所することに決まりました。もし、地域の受け入れ状態が整っていたら、親元から通所施設に通ったり、作業所に通ったりして、また違う選択肢があったのだと思います。

障害者自立支援法は地域での自立した生活を支援するためというのが大目標であるにもかかわらず、地域での受け入れや福祉事務所の支援などが整っていない以上、その現実を把握して

いないままの施行は問題が生じるのではないのでしょうか。障害者自立支援法がすべて反対というのではないのですが、まずは施行する前に地域の受け入れ体制を万全な状態にして、障害者が地域での生活に不安をなくすことがはじめてではないかと思

ます。いくら地域へといつても、それぞれの家庭には事情があるため、本人が望んでいてもそれが出来ない家庭だつてたくさんあるはずです。また、高齢の親が子供の面倒を看るといのは想像を超えるものがあると思います。そういうことを一つ一つ解決していつてからの施行でなくてはならないのです。

◆ 生活とは、生命を活かすことである。光の家を生活の場として園生たちは光の家に命を預け、活力を養っているのである。それも、自己の意思により、誰からも強制されず、自己の障害を一緒に生活している人々と共同しあるいは協働して

乗り越え、前進し、人としての尊厳を守り、社会に貢献する目的を持って希望に輝きながら日々の暮らしを楽しく過ごしているのである。

東京都日野市旭が丘に存在する東京光の家は世間から隔絶した施設ではない。地域の中で呼吸しているのである。職員やボランティアのお手伝いを受けながらこの地域を愛し、生活の根拠としているのである。それは、世間一般の高齢者がヘルパーさんをお願いしているのと同じであつて、決して特別なことではないのである。家族と別れて暮らしているのはどの世界でも共通にあることであつて、決して異常なことではないのである。ひとつの人生の選択である。光の家に在ることは、それを目的としてこの地域で集団生活をしているだけのことである。この集団で生活するという行為は、止めさせようとする行為は、この世にある集団で共同生活することを全く否定することであ

る。同じ目的を持って、同じ志を持って一緒に生活している人達は、世界にいくらでもいるのである。障害者の施設だからと言つてこれを否定するのは暴挙である。物の見えない人の考えである。とにかく施設はだめだという先入観があつて施設の現実を知らない人の発想である。「どうぞ光の家を見に来てください」。そうすれば光の家の園生たちがどのように生活し、どのような人生観、考えを持っているか、ありありと見ることが出来るでしょう。すべてはそれから話です。まずは現実を知りませぬ。悪法は悪法として通用しても、私たち保護者は、この法律を克服し、困難を乗り越えて、光の家を守りぬく所存であることをここに表明いたします。

◆ この度、障害者自立支援法の施行に伴い、施設が将来解体されてゆく方針になると聞き不

安で一杯になりました。私達は沖繩八重山諸島の小浜島から出てきました。それは娘が沖繩盲学校を卒業した後、島に戻つてきて友達は一人も無く、何もすることも無く、部屋で音楽を聴き家族と話すだけの生活になつてしまふ。又、親亡き後、親戚の厄介者になつてしまふのではないかと不安な気持ちで色々な施設を見学し、娘の障害に合った光の家と出会い、入所を希望して一昨年から入所させて頂きました。娘は施設で今までに無い極め細やかな心と身体のアをして頂いている様子で、盲学校の生活及び寄宿舎生活よりも楽しいと笑顔で話しています。

必要だと判りました。こんな重い障害を持つ娘に生きる喜びを持たせて下さる光の家は、本当に娘にとって幸せな場所なのだ、入所できたことを心から感謝しています。目も見えない娘が親の世話が無くても笑顔で暮らせる場所が出来たことは、親にとつて何よりもかけがえの無い幸せだということも障害児をお持ちでない皆様にはご理解頂けないでしょうか。家族と一緒に生まれた土地で暮らすことは、誰かが二四時間娘のそばで手助けできる環境で無ければ生活出来ないのです。ましてや親が歳を取り、娘も歳を取つて親戚が同居できない時でも障害者自立支援法では介護は可能なのでしょうか。具体的にはどう可能なのか是非知りたい。光の家では目が不自由で他の障害を持っている人達が二四時間安心して生き甲斐を見出しながら暮らしています。どうか、ご自身のお子様を障害を持って生まれてきたと想像して

下さい。そして光の家に来て下さい。健全な子供達が親の愛情だけで得られない人間形成の発達を得るために色々な経験が必要な様に、娘達も素晴らしい信念を持った光の家の職員の皆様のサポートの下、他の園生との共同生活を送りながら多くの経験をして、前向きに生きています。

施設は絶対に必要なものはありません。皆の生き生きとした顔を見て下さい。子供達と親と施設の現実を見て下さい。心からお願ひ申し上げます。

私も当初は将来、娘が自立出来る様になったら小浜島に戻り障害者のグループホームを作りたいと考えていました。しかし、重複障害に合ったケアの出来るグループホームを作るには、専門の知識を持った職員が数人必要で、尚且つ私だけでは立ち上げ出来ない程の資金と維持費が

施設に対して厳しい現状の中、我々職員は園生一人ひとりに対して誠実に支援にあたり、保護者の皆様の信頼を得、地域の中の一つの資源として必要とされるように励んでいきたいと思つています。「百聞は一見にしかず」是非、この想いが届いてほしいと心から願うばかりです。

(広報活動委員会 編集)

身体障害者更生施設 光の家新生園

フレッシュな四人を迎えて



平成一八年度の新生園のスタートは、四月一日に行われた入所式から始まりました。今年はずき玉盲学校、横浜訓盲院、文京盲学校から男女四名の仲間を迎え入れました。毎年いろいろな性格の新入園生が入所されますが、今年の新入園生は四名ともとても元気いっぱい、緊張感



全員揃っての入所式

はほとんど感じられず、全員が大きな声で挨拶することが出来ました。これには在園生も少々びっくりした様子でした。

入所式では、昨年度に入所された塩原今日子さんが、聖書朗読を立派に務めました。また、歓迎の演奏では、新生園の有志五名が、それぞれピアノ・ギター



4名の新入園生を迎えて記念撮影

・ヴァイオリン・フルートで「アメイジング・グレイス」と「世界に一つだけの花」を演奏してくださいました。ほとんど練習する時間はなかったのですが、新入園生はその演奏に聴き入っていました。

も思いますが、これは新入園生の親離れの第一歩なのです。この一ヶ月を過ぎると一回り違った姿が見られることと思えます。また、この期間はその他の園生も同様に、保護者との一切の連絡を控えていただいています。これも新しい仲間と同じ気持ちで過ごすためです。

入所式の最後は、新生園で恒例としている保護者へのお願いがあります。それは、約一ヶ月の間、面会はもちろん、電話や手紙も含めて一切の連絡を控えていただくことです。可哀想に

フレッシュな四人を迎え、園生たちは今日も一生懸命に訓練に取り組んでいます。
（新生園指導課係長 小坂 鑑

身体障害者授産施設 光の家栄光園

新年度を迎えて



光の家栄光園では、四月四日火曜日、午後より恒例の活動開始式がありました。

れます。受賞する人は誇らしげにも見えます。その他様々に栄光園では「働くこと」への喜びを皆で求めて

前半は例年通り、田中理事長の式辞に続いて昨年度の皆勤者の表彰がありました。これを目標に一年間がんばった人もいます。加藤園長に名前を呼ばれて、

田中理事長から皆勤賞を手渡さ



仕事は生活の一部。毎日が真剣勝負です。

くは施設を利用しているという意識の人は少なかったのではないかと思います。入所の人も通所の人も、栄光園で「仕事をする」ために入所や通所をしているのです。しかし、食費、光熱水費が、自己負担。受けたサービスには定率で自己負担が発生するということが出てきました。入所で利用している人も通所で利用している人も同じ形態ではあります。けれども施設を「生活の場」としても利用し

ている入所利用者よりも「仕事をする場」として利用している通所利用者のほうに負担感が大きいのではないかと推測されます。人によっては、自己負担金よりも少ない授産工賃を「稼ぐ」ために通うことになりました。

また、施設も病院やその他のサービス機関と同様に「利用する」という意識に変化していくのでしょうか。

通所利用者の中には介護保険の事業所のサービスも併用している人が何人かいます。その中である人が「ヘルパーさんはいろいろやってくれるけれど、ヘルパーさんはヘルパーさん。光の家は家族だもんね」とボツリと言いました。「光の家」に求めているのは「施設サービス」だけではなく、そこに同じ障害を持つ仲間たちが生活をしていて、活動を一緒にやっている場家族のような存在としてなのかと感じます。

(栄光園指導課係長 吉永 成子)

救護施設 光の家神愛園

あらゆる人に個々に応じた対応を

光の家神愛園は救護施設であり、生活保護法に準拠した施設です。現在、福祉制度は大きな変革の時を迎え、障害者自立支援法が成立しました。救護施設はその対象ではありませんが、時代の流れの影響を受けることは、必至だと思えます。

救護施設は、その時代時代のあらゆる障害者を対象に受け入れてきました。他法優先の性格のため、他の施設では受け入れが難しい障害者を受け入れてきました。その性格は、現在

もなお引き継がれていると思います。光の家神愛園に新しく入所される方の多くは、視覚障害の他に様々な障害を併せ持つ所謂「盲重複障害」のために他の福祉施設に入所できない方が多く、まさに最後の砦の施設となつていきます。

最近では、以前に比べて障害の度合いが重度化していること、精神障害をあわせ持った視覚障害者が増加していること、福祉事務所でも細かい情報を把握できていない等、一つ一つのケースの困難さを実感しています。そんな中で、それぞれのケースを見極め、適切な判断と対応、そして自立へ向けた取り組みが求められており、そのため試行錯誤の連続になっています。

通常は入所時に本人、施設実施機関と話し合いを持ち、本



施設内を安全に歩行できるように職員がアドバイス

人の実態を把握した上で個別支援計画をたて実践計画に従って自立を図ります。

あるケースでは、盲学校に入学し、自立へ向けた取り組みをする例もあります。しかし、最近入所したある利用者は周囲に全く心を開かず、福祉事務所でさえその利用者のことを把握できていませんでした。そのためまず、信頼関係を築き上げることとに苦慮することもあります。

また重複障害のケースでは、自分が視覚障害者であることを理解しておらず、見えないことに気づいていないことさえもありました。

そんな中でも、少しずつその人に合った対応を模索し、豊かな生活や自立へ向けて、対応している所です。昨今は、より困難なケースが施設に求められてくるので、その使命に応えらるるよう日々、努力を重ねて行く所存です。

(神愛園指導課主任 村上 英明)

総務部 医務課

健康管理の自立を目指して



光の家の盲重複障害者は自立を目指し、少しでも自分のことは自分でできるように日々努力しています。しかし、これで終わりということは難しく、絶えず職員がフォローアップをしながら援助を続けていくことが大切です。



平成 18 年度が始まり、まずは健康管理から

健康管理の自立は特に困難なことです。健常者でも自分の健康管理をすることは難しく、絶えず職員がフォローアップをしなが

ら援助を続けていくことが大切です。

光の家の食事は管理栄養士と調理師一三人が利用者の方の健康を考え、力の一つにして作っています。美味しさや見た目を一

番に追求している一部のレストランやコンビニ弁当と違い、栄養バランスがとても良く、愛情という隠し味も含まれています。私も勤務の日に昼食をいただきますが野菜がとても豊富で薄味です。この食事を大切に

にし、お菓子やジュースなどを摂り過ぎないように注意していただきますと思います。昼食前に放送される献立説明や一口メモも、どんな食材が使われているのか、それにはどんな栄養があるのか教えてくれるので、と

でも参考になると思います。

私は障害者スポーツ大会で鍛えられた肉体をもった多くの方を見ました。彼らは陸上をやるために体を鍛え、一生、陸上を友として生きていくのだらうと思いました。そして、光の家の利用者の方にも、一生付き合える何かを見つけていただきたいと思いました。それは、訓練や作業、クラブ活動、聖書集会など光の家の生活の中で出会うことができるのではないのでしょうか。その中の一つにぜひ、体を動かすことも加えてください。

この光の家で得られた食習慣を財産にして、自立を目指していただきたいと思います。それは、豊かな生活が送れ、おのずと健康管理ができ、自立に向かつて大きく前進することにつながるのではないのでしょうか。もちろん医務課でも出来る限りサポートしていきたいと思えます。(医務課看護師 友永 博美)



平成一七年度の締めくくりの会



3/24 新生園納め会(右上)

一年間の活動成果を披露する音楽クラブのメンバー。

3/23 栄光園みのりの会(右下)
永年勤続の表彰を受け、ちよつと緊張気味:。

3/22 神愛園感謝会(左下)

大きなクジヤクの飾られたステージの前で、人前で話すのが苦手な利用者が、立派に献立説明をしました。



視覚障害者ガイドヘルパー講習受講案内(東京都指定研修)

～目の不自由な方との歩き方・援助の仕方を学びませんか～

この講習は視覚障害者のガイドヘルパーとして必要な専門知識と援助技術を学ぶ東京都指定の養成研修です。視覚障害者のニーズに対応できる人材の育成を図り、地域で暮らす視覚障害者の生活の充実・質の向上に向けた地域福祉サービスの振興及び発展に貢献することをめざしています。



【日時】平成18年6月10日(土)・11日(日)及び17日(土)・18日(日)の4日間

【場所】東京光の家 地域交流センター 研修室他

【費用】30,000円

【定員】20名 ※定員になり次第メ切

【研修修了者】研修終了後、東京都認定の視覚障害者移動介護従業者養成研修修了証明書を取得することができます。



定着しつつある「地域との合同防災訓練」

「自衛消防隊も大活躍」

三月一四日に地域との合同防災訓練が行われました。昨年、「災害活動相互応援協定」を締結してから今回で三回目になります。今回も日野消防署の全面的な協力を得て、東芝日野工場や地元三自治会の方々、一四名に参加していただき実施しました。地域の方々には、予め施設の建物の位置等の確認や、視覚



障害者に対する避難誘導の方法を体験した上、訓練では実際に利用者の避難誘導に当たっていたいただきました。また、日野消防署員による逃げ遅れ者救出訓練と光の家自衛消防隊員による、ダミー人形を使った心肺蘇生法とAED（自動体外式除細動器）を使用した訓練も行いました。

合同防災訓練を通して感じることは、地域の方が本当に光の家のことを気にかけていて下さるのだな、ということ。反省会で具体的な提案がいろいろ出されました。例えば、「光の家で非常事態が起きたときのために、外部スプーカーを実際に使用した訓練をすべきた」とか「車椅子の操作方法を教えてほしい」等々積極的な意見が出されました。本当に心強く感じました。（防災活動委員長 平野 吾二）

新任職員研修会

優しく信頼される職員となるために

障害者自立支援法が施行される等、施設を取り巻く環境が大きく変わり、これまで以上に質の高いサービスの提供が求められるようになってきています。

東京光の家で生活されている方々が安全で安心な、そして希望を持った生活が送れるようになるにはより高い専門性を持った職員がニーズにあった適切な支援を行うことが不可欠で



す。従って、東京光の家で働く職員には創立の精神を具現化するために定められた基本理念と、経営の基本方針を日々の実践の指針として業務に励むことが求められています。その為に

必要な知識を得るための機会として毎年新任職員を対象とした研修会を開催しています。研修で学ぶことは視覚障害者と接するときに必要な最低限の知識。社会人として組織の一員として働く者が身につけておかなければいけない最低限のマナー。東京光の家のこれまでの歩み等々です。

研修で学ぶことは業務を行う上で必要な事のほんの一部に過ぎません。大切なことは仕事をしながら必要な事を学び続ける事ではないでしょうか。

（神愛園指導課長 藤巻 契司）

平成一八年度 永年勤続者

二つの心に感謝

医務課係長 古川 あや子

今二〇年間を振り返る機会を頂きました。戸惑いながらも与えられた仕事をこなしながら、辿り着いたように思います。支えて頂いた沢山の方に感謝申し上げます。この仕事が自分に適しているかどうかは考えている暇はありませんでした。仕事に流されないように努めました。



が、ややもすれば溺れそうになつた事も多々ありました。少しづつ周りの景色が見えて来たのはまだ間もない事です。そんな中で、「仕える心」「耐える心」この二つの心は二〇年間で頂いた宝物です。更に、職員としての適性を磨き、業務に努めて参りたいと思います。今後共宜しくお願い申し上げます。

社会福祉に転職して二〇年

新生園訓練課主任 手島 康光

学校を卒業し一般企業で働いていた私にとって、社会福祉に触れたのは、光の家で働き始めてからです。何か人の役に立ちたいと安易な気持ちであった私が反対に園生に助けられ、何も

二〇年表彰

古川 あや子(医務課係長)

一〇年表彰

手島 康光(新生園訓練課主任)

泉 恵子(新生園指導課)

室屋 安希(栄光園授産課)

知らずに戸惑つてばかりの私を先輩方もきつと辛抱強く見守つていただいたと思います。

辛いこと、楽しかったこと、思い返せば、すべての出来事が私にとって必要なものであつたと思います。今まで与えてい

寄付者名簿

平成一七年二月二日
〜平成一八年四月五日

東京緑化推進委員会様・社団法人 ゴルフアーの緑化促進協力会様	黒松 植栽工事一式	浅見玲子様 指定寄付 一〇万円	錦戸部屋 錦戸将斗様 りんご	石川雅也様 りんご	井川幸雄様 みかん	東京電力㈱ 暮らしのラボグループ様 (東京善意銀行を通して) 掃除機	ハウジング恒産グループ様 常備薬セット 二セット	柏田功様 りんご	エンターテイメント・オーディオ一セット	赤津晃子様 ビスケット 一六〇袋	吉岐よし子様 毛糸類 一〇〇玉	吉川達男様 りんご	佐藤公生様 みかん	川崎園様 ブドウ	本多悟様 日本酒	田熊鈴子様 電動ベッド・ポータブルトイレ	齊藤寧様 梅干	鳥本みゆき様 長葱	小園江康様 干し芋	小野雅夫様 みかん	大河内忠夫様 大人用紙パンツ	城山鶏園 加藤泰文様 鶏卵	宮澤義勝様 毛糸他	朗読サークルひの様 カセットテープ	小林治子様 ベニヤ板	西都ヤクルト販売㈱様 ヤクルト	熊谷幸夫様 生わかめ	五四個	二〇kg	一箱	一本	各一台	五〇kg	三〇kg	五kg	二〇kg	六〇枚	四五〇枚	一三五個	二〇本	一六枚	三〇〇本	二〇kg
-----------------------------------	-----------	--------------------	-------------------	--------------	--------------	--	-----------------------------	-------------	---------------------	---------------------	--------------------	--------------	--------------	-------------	-------------	-------------------------	------------	--------------	--------------	--------------	-------------------	------------------	--------------	----------------------	---------------	--------------------	---------------	-----	------	----	----	-----	------	------	-----	------	-----	------	------	-----	-----	------	------

いただいた多くの幸せを感謝しつつ、園生が充実した毎日を過ごすように、少しずつ返してきたいと思ひます。

※紙面の写真は、すべてご本人の許可を得て掲載させて頂きました。

総合学習の二環として 中原中でのコンサートに出演



介添歩行を行い、安全に誘導する生徒たち

去る三月七日、川崎市立中原中学校で正秋バンドの演奏会が行われました。中原中学校は、川崎市中原区の住宅街の中に静かにたえずむ全校生徒三〇〇名ほどの中学です。学校内では、盛んにクラブ活動などの元気の良い声が響き渡るだけでなく、

学校を訪れたバンドメンバーやスタッフに対し、通りかかる生徒さんが次々と元気よく挨拶するような最近では珍しい、実に気持ちの良い学校でした。

そんな中学校を舞台とした今回の演奏会、いつもの演奏会とひと味もふた味も違うことがあつたのです。一つは一月から正秋バンドの練習に参加している利用者の真山直美さんが、一曲ではありますが、演奏会で正秋バンドのメンバーと同じステージに立ったことでした。真山さんは、初舞台で緊張気味ではありましたが、いざ曲がスタートすると、ふだんの練習通り、いやそれ以上の堂々とした歌いぶり、とても良いステージ度胸を見せてくれました。

また今回の演奏会では、中学生の総合学習の一環ということで、視覚障害者に対する理解を深めて頂く試みをいくつか加えました。一つはスライド上映と解説。これは東京光の家、そして正秋バンドのメンバーの日常生活を見ていただくことで、メンバーに対する理解を深めていただく内容でした。そして、演奏会の曲の間には点字と白杖に関する説明と実演。これは視覚障害者にとっても関わりの深い、

白杖と点字に直に触れてもらい、少しでも演奏を聴いてくれた生徒さんたちに、視覚障害者の世界を理解してもらおうことがねらいでありました。

生徒会の皆さんを中心に、多くの生徒さんが、控え室のお世話から、ステージまでの誘導、演奏会の進行、演奏機材の準備片付けまで、積極的に行っていただいたおかげで無事、演奏会を終えることができました。

(神愛園指導課主任 草間 樹)

あとがき

平成一八年度を迎え、最初の会報をお届け致します。

いよいよ、障害者自立支援法が施行されることになりました。

今年三月に入ってから寒い日が続き、桜の開花が遅れ、せっかくな開きかけた蕾も閉じてしまったようです。四月一日、新任職員や利用者の入所式には、光の家の南側の桜が咲きはじめることができました。

新しい法律と共に社会福祉革命が―正に冬を思わせる厳しい時代がやってきました。冬来たりなば春遠からじ」という言葉を思い浮かべ、冬の寒さにもじつと耐えて、春の訪れを願っています。

光の家会報編集者一同

発行 千九一〇〇六五
東京都日野市旭が丘一七七一七
社会福祉法人 東京 光の家
電話 〇四二(五八)二三四〇
FAX 〇四二(五八)九五六八
編集責任者 田中ノゾミ